

請願第13号	受理年月日	令和5年6月16日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求めることについて	
要旨	<p>無実の人が有罪とされて刑罰を受ける、えん罪事件が後を絶たない。元プロボクサーの袴田巖さんが無実の罪で死刑判決を受けた袴田事件は、1968年の一審判決から実に55年を経た2023年3月、ようやく再審開始決定が確定した。しかし、ほかにも3つの裁判体が再審開始の判断をしたにも関わらずいまだに再審が開始されていない鹿児島の大崎事件、福岡県飯塚市で幼女2人を殺害したとして殺人罪で死刑が確定し、わずか2年で死刑が執行されてしまった飯塚事件など、再審の開始を求めている事件が多くある。</p> <p>しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定（以下、「再審法」という。）では、再審には開かずの扉と言われる高いハードルがある。(1)再審の開始には、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見することが必要である。しかし、証拠のほとんどは検察官が握っており、その証拠開示が制度化されていないため、無罪方向に働く重要な証拠が隠蔽されかねない。実際に再審開始決定を得た多くの事件では、検察官から開示された証拠が再審開始の判断に重要な役割を果たした。(2)再審開始決定に対し、検察官の不服申立てが認められている。その結果、高裁や最高裁で再審開始決定が取り消されることが頻発し、えん罪被害者の早期救済が妨げられている。(3)現在の刑事訴訟法には、再審規定はわずか19条しかなく、再審請求事件の審理方法は裁判所の裁量に委ねられている。その結果、裁判所ごとに審理期間、証拠開示の範囲、手続保障の内容等に顕著な差異が生じ、再審格差ともいえる状態が生じている。</p> <p>報道によれば、国に法改正を求める意見書が既に全国100以上の地方議会で可決されている。えん罪は国家による究極の人権侵害である。えん罪被害者の一刻も早い救済のために、えん罪救済を阻む現行再審法の改正が必要である。</p>	

(続 く)

については、下記の3項目を内容とする「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を採択し、国に提出していただきたい。

記

- 1 検察官手持ち証拠の全面開示。
- 2 検察官の不服申立ての禁止。
- 3 再審請求事件における手続規定の整備。